

監理費規程

第1条（総則）

監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

第2条（監理費の区分）

監理費とは、職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費に区分されます。監理費以外の手数料や報酬を監理団体が申し受けることはできません。

第3条（職業紹介費）

職業紹介費は、原則として、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとします。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

第4条（講習費）

講習費は、原則として、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとします。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当、その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

第5条（監査指導費）

監査指導費は、原則として、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとします。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費、その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

第6条（その他諸経費）

その他諸経費は、原則として、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別紙の監理費表に基づき申し受けるものとします。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第7条（支払方法）

監理費の支払方法は、別途個別の契約に基づいて、団体監理型実習実施者等が監理団体に対して支払うものとし、いかなる理由があつても技能実習生に負担させてはならないものとします。

第8条（例外的措置）

第3条乃至第6条の規定にかかわらず、第7条の規定に基づいて、当該実費が確定する前に、団体監理型実習実施者等が監理団体に対し、事前に監理費を支払うことがあります。

このとき、当該実費確定後に、監理団体は団体監理型実習実施者等に対し、当該実費を超えて支払を受けた金額を、直ちに返金するものとします。

平成29年8月20日

所在地 長崎県諫早市松里町1628番地54

事業所名 西日本食品産業事業協同組合

代表理事 本多 理宏